

令和8年用 国土緑化運動標語

植える木に 夢がふくらむ 緑の郷土

令和8年用 育樹運動標語

育てよう 未来を照らす 希望の木

緑の募金に

ご協力ください

緑豊かな
県土のために

地球温暖化
防止のために

地域や
学校緑化
のために

みどりの少年団や
森林ボランティア
育成のために

春期 4月1日～5月31日

秋期 9月1日～10月31日



どんぐりくん



※ 緑の募金は善意の寄付金であり、緑の募金法により実施されています。 ※ 募金の用途は「緑の募金運営協議会」で審議して決定されています。



公益社団法人 宮城県緑化推進委員会

〒981-0914 仙台市青葉区堤通南宮町4-17 宮城県仙台合同庁舎 10階 TEL 022-301-7501 FAX 022-301-7502



令和7年 緑の募金運動報告

ご協力ありがとうございました

皆様から寄せられた令和7年の募金額及び用途についてご報告いたします。



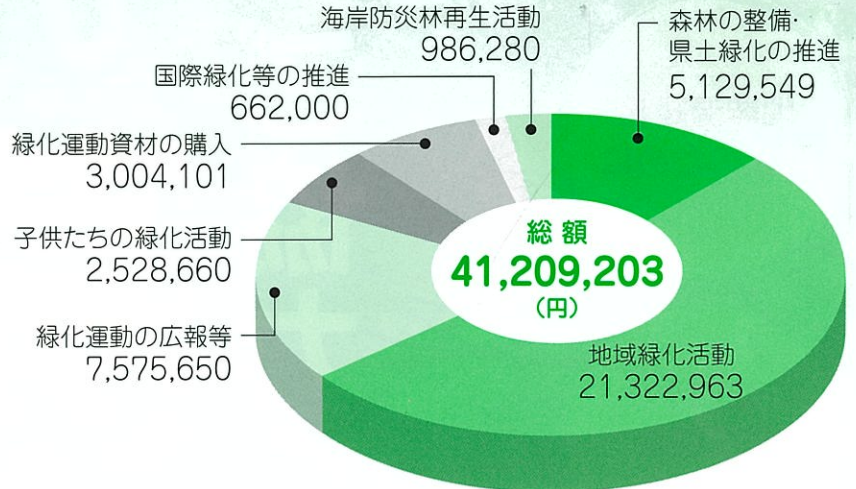
募金の実績

(円)

家庭募金	32,595,683
学校募金	1,781,453
職場募金	3,539,980
街頭募金	617,573
企業募金	2,435,635
その他募金	238,879
総額	41,209,203



募金の使途



ご協力、ご支援をいただき誠にありがとうございました。

「緑の募金」は税法上の優遇措置が受けられます

公益社団法人宮城県緑化推進委員会は所得税法及び法人税法に定める「特定公益増進法人」に該当。当会への募金は寄附金優遇措置の対象となります。

(国税庁ホームページ→刊行物等→「パンフレット・手引」→広報関係→パンフレット「暮らしの税情報」→「寄附金を支出したとき」参照)

●個人が支出する寄附金

- 所得控除：寄附金額 (注1) - 2000円
 - 税額控除：(寄附金額 (注1) - 2000円) × 40% (注2)
- (注1)：所得金額の40%を限度
(注2)：所得税額の25%を限度
- ※「所得控除」と「税額控除」のいずれかを選択する。

●法人が支出する寄附金

会社などの法人が「特定公益増進法人」に対して支出した寄附金は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。この別枠の損金算入限度額はその法人の資本金や所得の金額によって異なります。詳しくは税務署でご確認ください。